

# ハローワーク 京都だより

平成30年

1月

No.198 (通巻232号)  
昭和51年6月創刊

## 労働市場ニュース



蓮華王院 三十三間堂の紅梅

新たなスキルアップにチャレンジする全ての皆さんをサポートする、「公的職業訓練」の「愛称」と「キャッチフレーズ」！  
**ハロートレーニング ～急がば学べ～**

も  
く  
じ

|                                    |      |
|------------------------------------|------|
| 新年のご挨拶                             | 1    |
| 平成30年3月新規学校卒業予定者の就職内定状況            | 2    |
| 平成29年 京都府内の障害者雇用状況について             | 3    |
| 平成29年度第2回障害者就職面接会のご案内              | 4    |
| 平成29年 京都府内の高齢者の雇用状況について            | 5    |
| 企業のためのジョブカード制度のご案内！                | 6    |
| 平成30年1月から「専門実践教育訓練給付金」が拡充されます      | 7・8  |
| 改正育児・介護休業法について（就業規則への記載はもうお済みですか？） | 9・10 |
| 特定派遣の事業主のみなさまへ 切り替えのための説明会のご案内     | 11   |
| 派遣労働者セミナーを開催します                    | 12   |
| 平成29年度 京都府の最低賃金一覧表                 | 13   |
| アビリンピック京都大会（障害者技能競技大会）のご案内         | 14   |
| 京都府の雇用失業情勢（平成29年11月内容）             | 15   |



厚生労働省  
京都労働局・ハローワーク

京都労働局HP <http://kyoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



# 新年のご挨拶

京都労働局長 高井 吉昭

新年、明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。本年も引き続き、労働行政の運営に格別のご理解とご協力を賜りますようよろしく願いいたします。

さて、ご承知の通り、我が国においては、少子高齢化が急速に進み、現役世代が減少する中、社会保障の持続のためには、問題の先送りがもはや許されない局面にあります。

政府は一昨年 6 月、「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、「成長と分配の好循環」というコンセプトを打ち出しました。この中で、一億総活躍社会の実現に向けたチャレンジこそが「働き方改革」であるとして、昨年 3 月には「働き方改革実行計画」をとりまとめるなど、取組のスピードが加速しているところです。

京都府内では景気動向を示す指数は改善がみられ、雇用失業情勢は 6 か月連続で有効求人倍率が 1.5 倍台を維持するなど着実に改善が進んでおります。一方で、新規求職者数は大幅に減少し、業種や地域を問わず深刻な人手不足が続き、中小零細企業での人材確保が厳しくなっております。

そのため、本年におきましても「働き方改革の推進」を最重点施策と位置付け、特に中小企業、小規模事業場の人手不足対策を含めた支援、長時間労働の是正、女性の活躍推進等に鋭意取り組んでまいります。

また、本年 4 月からは、「無期転換ルール」が本格運用されます。事業主の方の誤解等から不適切な雇止め等が生じることがないように制度の周知、説明に全力を挙げるとともに、同じく 4 月から引き上げとなる「障害者の法定雇用率」についても、府内あまねく周知を徹底してまいります。

新しい年におきましても、皆様のなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様のご健勝、ご活躍を祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

# 平成30年3月新規学校卒業予定者の 就職内定状況

高校・大学(短期大学を含む)とも就職内定率は昨年度を上回っておりますが、  
現在も多くの生徒・学生が就職活動を行っています。

## 【高校】

(11月30日現在)

|                 | 求人数<br>(人) | 求職者数<br>(人) | 就職内定者数<br>(人) | 求人倍率<br>(倍) | 就職内定率<br>(%) |
|-----------------|------------|-------------|---------------|-------------|--------------|
| <b>平成30年3月卒</b> | 5,221      | 1,875       | 1,471         | 2.78        | 78.5         |
| 平成29年3月卒        | 4,929      | 1,878       | 1,453         | 2.62        | 77.4         |
| 平成28年3月卒        | 4,575      | 1,787       | 1,369         | 2.56        | 76.6         |
| 平成27年3月卒        | 4,161      | 1,849       | 1,408         | 2.25        | 76.1         |

※対象は、学校や公共職業安定所からの職業紹介を希望した生徒です。

※118校からの報告により集計

## 【大学・短期大学】

(12月1日現在)

|                 | 就職希望者数<br>(人) | 就職内定者数<br>(人) | 就職内定率<br>(%) |
|-----------------|---------------|---------------|--------------|
| <b>平成30年3月卒</b> | 28,104        | 22,453        | 79.9         |
| 平成29年3月卒        | 28,485        | 22,593        | 79.3         |
| 平成28年3月卒        | 27,646        | 20,308        | 73.5         |
| 平成27年3月卒        | 26,506        | 18,756        | 70.8         |

※38校からの報告により集計

お問い合わせ先：京都労働局職業安定課 ☎ 075-241-3268

# 平成 29 年 京都府内の障害者雇用状況について

京都労働局では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、身体障害者、知的障害者の雇用義務がある事業主等から、平成 29 年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況報告を求め、これを取りまとめました。

その概要は以下のとおりです。

## 1 民間企業の障害者の雇用状況

障害者実雇用率は 2.07%

法定雇用率 2.0%が適用される常用労働者数 50 人以上規模の報告企業数は、1,728 社（前年 1,714 社）となった。

実雇用率は、2.07%（前年 2.02%）で前年より 0.05 ポイント上昇した。

法定雇用率達成企業の割合は 53.1%（前年 50.6%）で、2.5 ポイント上昇した。また、法定雇用率を達成している企業数は 918 社（前年 868 社）となった。

雇用されている障害者数は、8,492.0 人（前年 8,088.5 人）で過去最高を更新。内訳は、身体障害者が 5,902 人（前年 5,702 人）、知的障害者が 1,926.5 人（前年 1,840 人）、精神障害者が 663.5 人（前年 546.5 人）となっている。

## 2 地方公共団体の障害者雇用状況

京都府の機関（京都府教育委員会を除く）は法定雇用率を達成

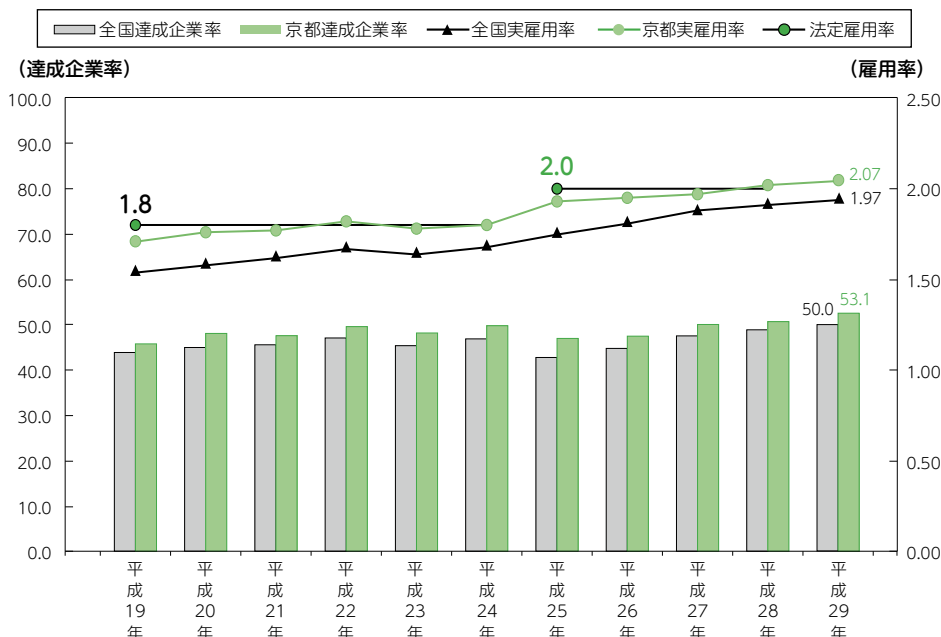
法定雇用率 2.3%が適用される京都府の機関（京都府教育委員会を除く。）の実雇用率は 2.75%（前年 2.69%）となった。

法定雇用率 2.2%が適用される京都府教育委員会の実雇用率は 2.12%（前年 2.09%）となった。

市町村等の実雇用率は 2.31%

市町村等の機関の実雇用率は 2.31%（前年 2.32%）となった。

### 一般の民間企業における障害者実雇用率及び雇用率達成企業割合





# 平成 29 年度第 2 回障害者就職面接会



主 催 京都労働局・ハローワーク・京都障害者職業相談室  
京都府  
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 京都支部 京都障害者職業センター

日 時 平成30年2月22日(木) 12:00～17:00  
企業受付 11:30～  
面接開始 12:00～  
面接受付終了 15:00  
面接会終了 17:00

会 場 国立京都国際会館「アネックスホール」  
京都市左京区宝ヶ池

- 地下鉄烏丸線「国際会館」駅から徒歩約5分  
地下鉄烏丸線「国際会館」駅の改札から地下通路を通り  
**出入口4-2** をご利用ください。

※ なお、お車でお越しの場合は、駐車場（有料）内において建物が工事のため駐車スペースが狭くなっておりますので、出来る限り電車をご利用ください。

## お問い合わせ先

|            |                  |
|------------|------------------|
| ハローワーク西陣   | TEL 075-451-8662 |
| ハローワーク京都七条 | TEL 075-341-5506 |
| ハローワーク伏見   | TEL 075-602-8609 |
| ハローワーク宇治   | TEL 0774-20-8609 |
| ハローワーク京都田辺 | TEL 0774-65-8609 |
| 京都障害者職業相談室 | TEL 075-341-2626 |

# 平成29年 京都府内の高年齢者の雇用状況について

京都労働局では、高年齢者の雇用状況について「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、平成29年6月1日現在の報告を求め、常用労働者数31人以上規模の企業2,946社の状況を集計しました。

概要は以下のとおりです

## 1 「高年齢者雇用確保措置」の実施状況

高年齢者を65歳以上まで雇用するための雇用確保措置を実施している企業の割合は、99.2% (2,923社) となり、前年より59社増加しています。平成25年4月「高齢者雇用安定法」の改正後、企業における雇用確保措置の実施が着実に進み、99%を超えるところまで進みました。

企業の規模別にみると、301人以上規模の企業で100%、51～300人規模の企業で99.5%、31～50人規模の企業で98.6%となっています。

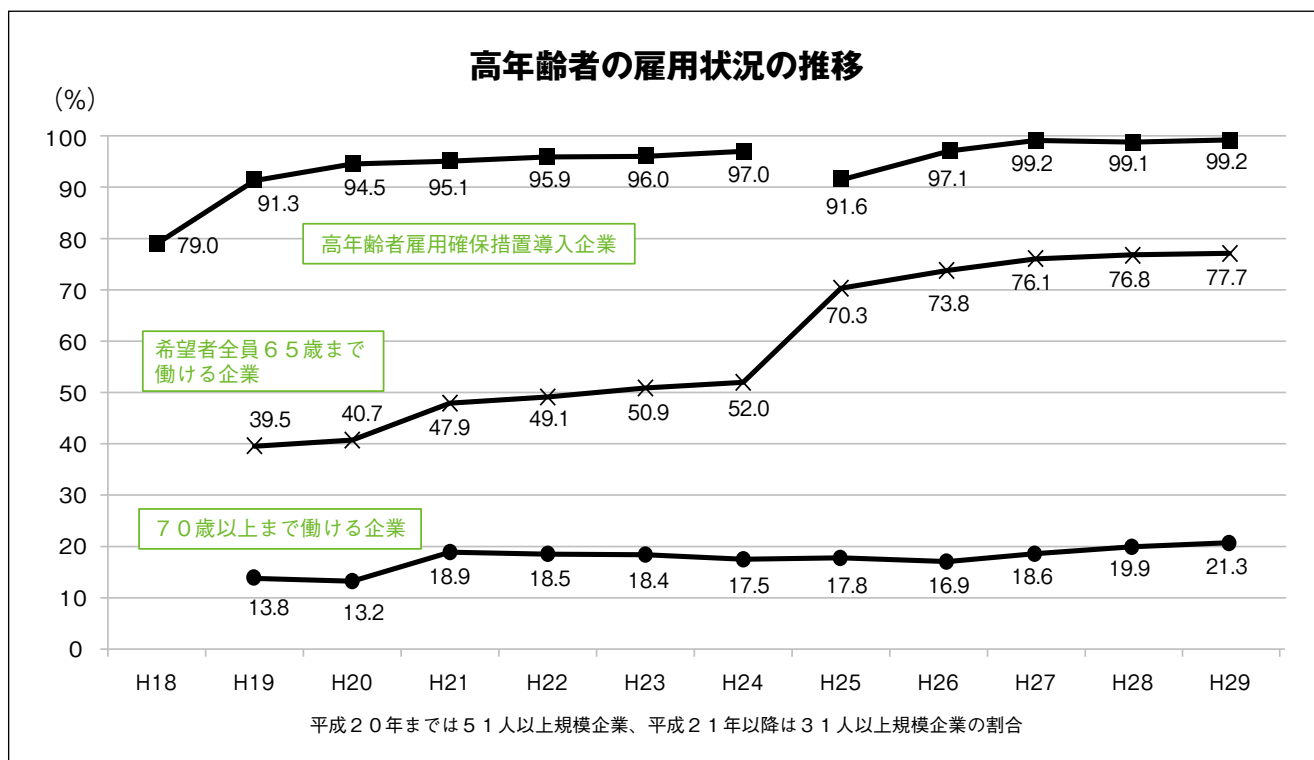
## 2 「希望者全員が65歳以上まで働ける企業」の割合

希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は、77.7% (2,290社) で、全国平均を上回っています。

企業の規模別にみると、301人以上規模の企業で60.5%、51～300人規模の企業で75.5%、31～50人規模の企業で86.0%となっています。

## 3 「70歳以上まで働ける企業」の割合

70歳以上まで働ける企業の割合は、21.3% (628社) となっています。



お問い合わせ先：京都労働局職業対策課 ☎ 075-275-5424

# 企業のためのジョブ・カード制度

企業の皆さまへ

ジョブ・カードセンターがサポートします！

ジョブ・カード制度を活用した人材育成・確保のご紹介



## ジョブ・カード制度とは

ジョブ・カード（※）を利用して就業者のキャリアアップや求職者等の円滑な就職を促進する制度です。ジョブ・カードを活用して行える人材育成には、いくつかの方法があり、適正に実施された職業訓練等は、国の助成金対象となる場合もあります。



※ジョブ・カードは個人が作成するキャリア・プランシート、職務経歴シート、職業能力証明（免許・資格）シート、職業能力証明（学習歴・訓練歴）シートのほか、企業が作成する職業能力証明（訓練成果・実務成果）シートで構成されています。

## ジョブ・カードを利用した職業訓練の例

**キャリアアップ助成金（人材育成コース） 有期実習型訓練** 訓練対象者：非正規雇用労働者  
有期雇用契約等で働く職業経験の少ない労働者に対して、座学（Off-JT）と実習（OJT）を効果的に組み合わせた職業訓練を実施する雇用型の訓練です。

<活用のメリット>

- ・採用時のミスマッチや早期離職のリスク軽減
- ・自社に適した教育訓練システムの構築
- ・人材の育成・能力開発に積極的な、企業であることを PR
- ・国の助成制度を活用することにより、職業訓練の実施に要するコスト負担の軽減

平成29年度

## ジョブ・カード制度普及推進フェア

**日時** 平成30年2月16日（金）午後1時30分～4時

**場所** からすま京都ホテル 3階「瑞雲の間」  
京都市下京区烏丸通綾小路下ル

**講演** ① ジョブ・カード制度活用企業による事例紹介 「若者が魅力を感じる職場づくり」

植村株式会社 経営統括部長 植村 雄太氏

② 講演 「若者を魅きつける企業づくり」

京都造形芸術大学 副学長 本間 正人氏

**主催** 京都商工会議所 京都府地域ジョブ・カードセンター（京都商工会議所ビル地階）  
◆お申込みは京都府地域ジョブ・カードセンターまで電話でお願いいたします。



**お問合せ先** ◆お気軽にお問合せください。

**京都府地域ジョブ・カードセンター** 電話 **075-257-0020**

# 平成30年1月から 専門実践教育訓練給付金が拡充されます

平成30年1月1日以降に受講開始する専門実践教育訓練から、  
教育訓練給付金の **1. 支給率** **2. 上限額** **3. 支給対象者の要件\*** が変わるとともに、  
失業中の方のための **4. 「教育訓練支援給付金」の支給額\*** も拡充されます。 \* 次頁参照

## 1. 支給率

40% → 50%

受講者が支払った教育訓練経費の**50%**（資格取得等した場合、追加で教育訓練経費の**20%**（合計**70%**））の支給となります。

※平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練は、これまでどおり教育訓練経費の**40%**（資格取得等した場合、追加で教育訓練経費の**20%**（合計**60%**））

## 2. 上限額（年間）

32万円 → 40万円

支給の上限額は、**年間40万円**（資格取得等した場合、**年間56万円**）となります。

※平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練の支給の上限額は、これまでどおり**年間32万円**（資格取得等した場合、年間48万円）

注）・訓練期間が2年間の場合の支給の上限額は80万円（資格取得等した場合、112万円）、3年間の場合の支給の上限額は120万円（資格取得等した場合、168万円）となります。  
・10年の間に複数回専門実践教育訓練を受講する場合は、最初に専門実践教育訓練に係る教育訓練給付を受給した専門実践教育訓練の受講開始日を起点として10年を経過するまでの間に受講開始した専門実践教育訓練に係る教育訓練給付の合計額は、168万円が限度となります。

### <支給額の比較> 【例】訓練期間：2年間 / 入学科：10万円 / 6か月ごとの受講料：40万円

- ◆教育訓練経費とは、受講者が教育訓練施設に対して支払った入学科と受講料の合計をいいます。
- ◆専門実践教育訓練給付金は受講開始日から6か月ごとの期間で支給額を決定します。  
下記の例では、受講開始日から6か月ごとの期間をそれぞれ第1期～第4期としています。

| 【これまで】支給額 = 教育訓練経費 × 40%<br>支給の上限額 = 年間32万円<br>(資格取得等した場合48万円) |                 |              | 【変更後】支給額 = 教育訓練経費 × 50%<br>支給の上限額 = 年間40万円<br>(資格取得等した場合56万円) |               |                 |              |
|--|-----------------|--------------|---|---------------|-----------------|--------------|
|  | 教育訓練経費          | 支給額          |   | 教育訓練経費        | 支給額             |              |
| 第1期  | 50万円<br>(入学科含む) | 20万円         | →   | 第1期           | 50万円<br>(入学科含む) | 25万円         |
| 第2期  | 40万円            | 12万円<br>(※1) |   | 第2期           | 40万円            | 15万円<br>(※3) |
| 第3期  | 40万円            | 16万円         |   | 第3期           | 40万円            | 20万円         |
| 第4期  | 40万円            | 16万円         |   | 第4期           | 40万円            | 20万円         |
| 資格取得等<br>した場合  | —               | 32万円<br>(※2) |   | 資格取得等<br>した場合 | —               | 32万円<br>(※4) |
| 合計   | 170万円           | 96万円         | 合計  | 170万円         | 112万円           |              |

- ※1 40万円×40% = 16万円だが、第1期と合わせた年間の上限が32万円であるため、32万円 - 20万円 = 12万円
- ※2 170万円×20% = 34万円だが、資格取得等した場合の上限が96万円であるため、96万円 - 64万円 = 32万円
- ※3 40万円×50% = 20万円だが、第1期と合わせた年間の上限が40万円であるため、40万円 - 25万円 = 15万円
- ※4 170万円×20% = 34万円だが、資格取得等した場合の上限が112万円であるため、112万円 - 80万円 = 32万円



### 3. 支給対象者の要件の緩和について

#### 平成29年12月31日までの支給対象者の要件

専門実践教育訓練給付金の支給対象者は、次の①または②に該当し、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を修了する見込みで受講している方と修了した方です。

#### ① 雇用保険の被保険者

専門実践教育訓練の受講開始日に雇用保険の被保険者の方のうち、**支給要件期間**(※5)が**10年以上**(初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする方については2年以上)ある方

#### ② 雇用保険の被保険者であった方

専門実践教育訓練の受講開始日に被保険者でない方のうち、離職日の翌日以降、受講開始日までが1年以内(※6)であり、かつ**支給要件期間が10年以上**(初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする方については2年以上)ある方

◆ 上記要件に加え、平成26年10月1日以降、教育訓練給付金を受給したことがある場合は、前回の教育訓練給付金受給日から今回受講開始日前までに**10年以上**経過していることが必要です。

※5 支給要件期間とは、受講開始日までの間に被保険者等として雇用された一定の要件を満たす期間をいいます。

※6 離職日の翌日以降1年間のうちに妊娠、出産等の理由により引き続き30日以上教育訓練の受講を開始することができない場合は、ハローワークに申請することにより、離職日の翌日から受講開始日までの教育訓練給付金の対象となり得る期間(以下「適用対象期間」といいます。)を**最大4年**まで延長することができます。

#### 改正後の支給対象者の要件

平成30年1月1日以降に受講開始する専門実践教育訓練から適用されます。

#### 改正点 a

①、②ともに、**支給要件期間が3年以上**(初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする方については**2年以上**)ある方は支給対象となります。

#### 改正点 b

平成26年10月1日以降、教育訓練給付金を受給したことがある場合であっても、前回の教育訓練給付金受給日から今回受講開始日前までに**3年以上**経過している方は支給対象となります。

#### 改正点 c

適用対象期間については、受講を開始できない日数分を延長し、延長後の期間が4年を超える場合は、**最大4年**までしか延長できませんでしたが、平成30年1月1日以降、**最大20年**まで延長が可能になります。

### 4. 失業中の方に支給する「教育訓練支援給付金」の拡充について

平成30年1月1日以降に受講開始する専門実践教育訓練(※7)からは、45歳未満の離職者のうち一定の要件を満たす方が対象となる「教育訓練支援給付金」の支給額は、基本手当日額に相当する額の**80%**となります。

※7 平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練の教育訓練支援給付金の支給額は、これまでどおり基本手当日額に相当する額の**50%**となります。

専門実践教育訓練給付金の受給資格確認手続きにはマイナンバーの記載が必要です。

専門実践教育訓練給付金の支給要件や申請手続きの詳細は、リーフレット「専門実践教育訓練の給付金のご案内」をご覧ください。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん



—就業規則への記載はもうお済みですか?—

# 改正育児・介護休業法のポイント

～平成29年10月1日施行～

## 改正内容1 保育所に入れない場合など、2歳まで育児休業が取得可能に

☆ 子が1歳6か月に達する時点で、次のいずれにも該当する場合には、子が1歳6か月に達する日の翌日から子が2歳に達する日までの期間について、事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができます。

- ① 育児休業に係る子が1歳6か月に達する日において、労働者本人又は配偶者が育児休業をしている場合
- ② 保育所に入所できない等、1歳6か月を超えても休業が特に必要と認められる場合

☆ この2歳までの休業は、1歳6か月到達時点で更に休業が必要な場合に限り申出可能となり、原則として子が1歳6か月に達する日の翌日が育児休業開始予定日となります。なお、1歳時点で延長することが可能な育児休業期間は子が1歳6か月に達する日までとなります。

☆ 育児休業給付金の給付期間も延長した場合は、2歳までとなります。

### ◆ 規定例 ◆

次のいずれにも該当する従業員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について、育児休業をすることができます。なお、育児休業を開始しようとする日は、子の1歳6か月誕生日当日とする。

(1) 従業員又は配偶者が子の1歳6か月の誕生日当日の前日に育児休業をしていること

(2) 次のいずれかの事情があること

(ア) 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合

(イ) 従業員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳6か月以降育児に当たる予定であった者が死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

## 改正内容2 子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などをお知らせ

☆ 事業主は、労働者もしくはその配偶者が妊娠・出産したことを知ったとき、又は労働者が対象家族を介護していることを知ったときに、関連する制度について個別に制度を周知するための措置を講ずるよう努力しなければなりません。

☆ 個別に制度を周知するための措置は、労働者のプライバシーを保護する観点から、労働者が自発的に知らせることを前提としたものである必要があります。そのためには、労働者が自発的に知らせやすい職場環境が重要であり、相談窓口を設置する等の育児休業等に関するハラスメントの防止措置を事業主が講じている必要があります。

☆ 労働者に両立支援制度を周知する際には、労働者が計画的に育児休業を取得できるよう、あわせて、次の制度を周知することが望ましいものです。

- ・ 育児・介護休業法第5条第2項の規定による育児休業の再取得の特例（パパ休暇）
- ・ パパ・ママ育休プラス
- ・ その他の両立支援制度

#### ◆ 規定例 ◆

会社は、育児休業又は介護休業等の取得を希望する従業員に対して、円滑な取得及び職場復帰を支援するために、従業員やその配偶者が妊娠・出産したことや従業員が対象家族の介護を行っていることを知った場合、その従業員に個別に育児休業等に関する制度（育児休業中・休業後の待遇や労働条件、パパ休暇、パパ・ママ育休プラス及びその他の両立支援制度など）の周知を実施する。

### 改正内容3 育児目的休暇の導入促進

☆ 事業主は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設けるよう努力しなければなりません。

☆ 「育児に関する目的で利用できる休暇制度」とは、いわゆる配偶者出産休暇や、入園式、卒園式などの行事参加も含めた育児にも利用できる多目的休暇などが考えられますが、いわゆる失効年次有給休暇の積立による休暇制度の一環として「育児に関する目的で利用できる休暇」を措置することも含まれます。各企業の実情に応じた整備が望まれます。

#### ◆ 規定例 ◆

- 1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員（日雇従業員を除く）は、養育のために就業規則第○条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき○日、2人以上の場合は1年間につき○日を限度として、育児目的休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 2 取得しようとする者は、原則として、育児目的休暇申出書を事前に人事部労務課に申し出るものとする。

育児・介護休業法の詳細な内容については、厚生労働省ホームページでご確認ください。

〈厚生労働省ホームページ〉

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

【問い合わせ先】 京都労働局 雇用環境・均等室  
電話 075-241-3212

# 特定派遣の事業主のみなさまへ

切替のための

## 説明会のご案内

経過措置は平成30年9月29日までです。

- ・ 切替は通常の新規申請となり、申請前の準備に期間を要されています。
- ・ 期限が近づくにつれて混雑が予想されますが、申請から許可までは、通常でも2～3か月程度かかります。
- ・ 期間更新時期も重なるため、今後の更新申請も混雑します。

まずは、説明会をお聞きいただき、申請をお急ぎください。

### < プログラム >

第1部 13:30～14:30

#### 「切替（新規申請）の必要性について」

- 1 平成27年9月の派遣法改正について
- 2 新規申請の許可要件について
- 3 小規模事業主に対する資産要件の暫定措置について
- 4 旧特定派遣事業との違いについて
- 5 適正な請負事業について
- 6 質疑応答

第2部 14:45～15:45

#### 「申請手続について」

- 1 申請方法とスケジュールについて
- 2 提出書類について
- 3 事業計画・訓練計画等の策定について
- 4 許可申請にあたっての自己チェックについて
- 5 その他の留意事項等について
- 6 質疑応答

\* 1部又は2部、どちらか一方だけの参加も可能です。

\* 開催時刻は全日、上記のとおりです。

### < 平成29年度の開催日程 >

|                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| <del>7月25日(火)</del>  | <del>12月12日(火)</del> |
| <del>8月22日(火)</del>  | 1月18日(木)             |
| <del>9月22日(金)</del>  | 2月15日(木)             |
| <del>10月23日(月)</del> | 3月22日(木)             |
| <del>11月27日(月)</del> |                      |

### < 場 所 >

いずれも、京都労働局6階 会議室

### < 申込方法 >

開催日の前日までに、お電話にてお申込みください。

### < 費 用 >

無 料

### 【お問合せ・お申し込み先】

京都労働局 需給調整事業課

電話075-241-3225

事業主の皆さまへ

# 派遣労働者セミナーを開催します

京都労働局では、派遣労働者として働く方々に労働者派遣の制度を理解し、安心して働いていただけるよう「派遣労働者セミナー」を開催いたします。

事前申込不要で、夜間、土曜日の開催もございますので、派遣労働者へのご案内をお願いします。

**派遣で働いている方**

**派遣で働こうと思っている方**

**どなたでも受講できます。**

受講は無料！  
事前申込不要

☞労働者派遣の仕組みやルールについてわかりやすく解説

～個別相談も実施～

雇用保険受給者の方は「**求職活動**」となります

## 開催日程

## 同一内容で5回開催

| 実施回 | 開催日           | 開催時間               | 開催場所                  |
|-----|---------------|--------------------|-----------------------|
| 第1回 | 平成30年1月19日(金) | 14:00～15:00        | 京都労働局6階会議室            |
| 第2回 | 平成30年1月24日(水) | <b>18:00～19:00</b> | ハローワーク西陣烏丸御池庁舎セミナールーム |
| 第3回 | 平成30年1月30日(火) | 14:00～15:00        | ハローワーク福知山会議室          |
| 第4回 | 平成30年2月17日(土) | 14:00～15:00        | 京都テルサ東館第8会議室          |
| 第5回 | 平成30年2月21日(水) | <b>18:00～19:00</b> | ハローワーク西陣烏丸御池庁舎セミナールーム |

**ハローワーク烏丸御池会場はナイト開催(18:00～19:00)です。お仕事帰りにのぞいてみませんか？**

【お問合わせ】 京都労働局需給調整事業課 ☎075-241-3225 (8:30～17:15)





# 平成 29 年度 京都府の最低賃金一覧表



最低賃金制度のマスコット  
チェックマン

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

京都労働局労働基準部賃金室

|                |                               |  |
|----------------|-------------------------------|--|
| <b>京都府最低賃金</b> | 時間額（発効日）                      | 京都府最低賃金（地域別最低賃金）は、<br>京都府内のすべての使用者及び労働<br>者に適用されます。<br>パートタイマー、アルバイト、臨時、<br>嘱託などの雇用形態の別なく適用され<br>ます。 |
|                | <b>856円</b><br>(平成29年10月1日発効) |  |

次の特定（産業別）最低賃金は、当該産業（日本標準産業分類による）の「基幹的労働者」（適用除外の労働者を除く労働者）に適用されます。

| 特定（産業別）最低賃金の件名   | 産業分類  | 時間額（発効日）  | 適用除外の労働者（京都府最低賃金が適用されません。）   |
|--|---|---|--|
| <b>金属製品製造業</b><br>金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・<br>小ねじ・木ねじ等製造業（粉末や金製品製造<br>業を除く）   | E240<br>E245（E2453を除く）<br>E248<br>L7282（一部除く）   | <b>902円</b><br>(平成29年12月21日発効)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳未満又は65歳以上の者</li> <li>・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</li> </ul> 下記業務に主として従事する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃、片付け又は賄いの業務</li> <li>・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務</li> <li>・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務</li> <li>・塗装若しくはメッキにおけるマスキング又はさび止め処理の業務</li> <li>・書類等の事業場内集配又は複写の業務</li> </ul>   |
| <b>電気機械器具製造業</b><br>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、<br>情報通信機械器具製造業  | E28、E29、E30<br>L7282（一部除く）  | <b>900円</b><br>(平成29年12月21日発効)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳未満又は65歳以上の者</li> <li>・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</li> </ul> 下記業務に主として従事する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃、片付け又は賄いの業務</li> <li>・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務</li> <li>・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務</li> <li>・塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務</li> <li>・書類等の事業場内集配又は複写の業務</li> </ul>  |
| <b>輸送用機械器具製造業</b><br>輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業<br>※輸送用機械器具製造業は自転車・同部品製<br>造業を除く、建設機械・鉱山機械製造業は<br>建設用ショベルトラック製造業に限る  | E310、E311<br>E312、E313<br>E314、E315<br>E319（E3191を除く）<br>E2621（一部除く）<br>L7282（一部除く）   | <b>907円</b><br>(平成29年12月21日発効)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳未満又は65歳以上の者</li> <li>・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</li> </ul> 下記業務に主として従事する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃、片付け又は賄いの業務</li> <li>・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務</li> <li>・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務</li> <li>・塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務</li> <li>・手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う簡易なさび止め、さび落とし又は塗装の業務</li> <li>・書類等の事業場内集配又は複写の業務</li> </ul> |
| <b>各種商品小売業</b><br>※衣食住にわたる商品を一括して一事業場で<br>小売りする事業所   | I66<br>L7282（一部除く）  | <b>860円</b><br>(平成29年12月21日発効)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳未満又は65歳以上の者</li> <li>・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの</li> <li>・清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者</li> </ul>  |
| <b>自動車（新車）小売業</b><br>※自動車（新車）小売業のうち、自動車メーカー<br>（販売会社及び日本法人を含む）と新車販<br>売契約を結んでいるディーラー   | I590<br>I5911（一部除く）<br>L7282（一部除く）  | (平成29年10月1日から平<br>成29年12月20日までは、京<br>都府最低賃金の時間額 856円<br>が適用されます。)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳未満又は65歳以上の者</li> <li>・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの。</li> <li>ただし、自動車整備の業務に主として従事する者については、雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</li> </ul> 下記業務に主として従事する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃、片付け又は賄いの業務</li> <li>・洗車、ワックスかけ又は駐車場内整理の業務</li> <li>・受付補助又は書類等の事業場内集配、複写若しくは転記の業務</li> </ul>  |
| <b>印刷業</b>   | E150、E151<br>L7282（一部除く）  | <b>856円</b><br>(平成29年10月1日発効)   | 京都府最低賃金を下回っていることから、平成29年10月1日から京都府最低賃金の時間額 856円が適用されます。  |
| <b>はん用・生産用・業務用<br/>機械器具製造業</b><br>ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、<br>その他のはん用機械・同部品、繊維機械、<br>生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、<br>金属加工機械、半導体・フラットパネルディ<br>スプレイ製造装置、その他の生産用機械・同<br>部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽<br>用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業（建<br>設用クレーン製造業に限る） | E250、E252、E253<br>E2596、E260<br>E2621（一部除く）<br>E263、E264、E265<br>E266、E267、<br>E2693、E2699<br>E270、E271、E272<br>L7282（一部除く） |   |  |
| <b>自動車小売業</b><br>※中古車、自動車部分品・附属品小売業を含む   | I590<br>I591（I5914を除く）<br>L7282（一部除く）   | 京都府最低賃金を下回っていることから、平成29年10月1日から京都府最低賃金の時間額 856円が適用されます。<br>ただし、日給制の労働者については、自動車小売業最低賃金の日額 5,926円の適用もあります。 |  |

○ 発効日当日の賃金から、上記の最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。

○ 支払賃金を最低賃金と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与等は除外します。

○ 最低賃金制度の詳細は、【厚生労働省ホームページ】でご確認下さい。 <http://www.mhlw.go.jp/>

【最低賃金に関する特設サイト 必ずチェック 最低賃金 使用者も労働者も。】 <http://www.saiteichingin.info/>

当該リーフレットのPDFデータは、京都労働局ホームページに掲載していますので、ご活用下さい。

当局ホームページの掲載場所-「トップ」右側の黄色枠内-「京都府最低賃金856円」-「右上側：各種パンフ、統計資料、各助成金制度の案内等

○ お問い合わせ：京都労働局 労働基準部 賃金室（電話：075-241-3215 FAX：075-241-3219）又は最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

京都上労働基準監督署 TEL 075-462-5112 京都下労働基準監督署 TEL 075-254-3196 京都南労働基準監督署 TEL 075-601-8322 福知山労働基準監督署 TEL 0773-22-2181

舞鶴労働基準監督署 TEL 0773-75-0680

丹後労働基準監督署 TEL 0772-62-1214 園部労働基準監督署 TEL 0771-62-0567

WEB、スマホでも最低賃金をチェックできます！

最低賃金制度 検索



厚生労働省  
京都労働局・ハローワーク





第15回

入場無料

# アビリンピック 京都大会

～自分への挑戦～

働いている障害のある方の  
高い技能や支援学校等の生徒の学習成果を  
是非ご覧ください



開催日時

平成30年2月3日(土)  
9時30分～16時00分

京都市営地下鉄 くいな橋駅すぐ  
会場には地下鉄や市バスなど最寄りの  
公共交通機関を利用してお越しください。

会場 京都府立京都高等技術専門学校・京都府立京都障害者高等技術専門学校  
京都市伏見区竹田流池町121-3  
京都府精神保健福祉総合センター(オフィスアシスタント競技会場)  
京都市伏見区竹田流池町120



開会式 9時30分～10時00分

競技種目 10時30分～14時30分

- DTP
- ワード・プロセッサ
- 表計算
- ホームページ作成
- ビルクリーニング
- 喫茶サービス
- パソコンデータ入力
- 縫製
- 紙箱組立(貼り箱)
- 販売実務
- パソコン操作
- オフィスアシスタント
- 電子機器組立(新競技)

障害者雇用セミナー 9時45分～11時35分

テーマ「障害のある方が企業で働き続ける」

講演

I「視覚障害の中途障害を乗り越え「働き続ける」

株式会社 堀場製作所

II「共に働き、共に生きる」

ファーストリテイリングの障がい者雇用の取組

株式会社 ファーストリテイリング

表彰式・閉会式 15時00分～16時00分

ほっとはあと  
製品販売  
ワークショップ

障害のある方が作られた製  
品(ほっとはあと製品)の  
販売やワークショップを  
開催します。

お問い合わせ

【アビリンピック全般】アビリンピック大会事務局 TEL 075-951-7481  
【障害者雇用セミナー】(社)京都ライン/ウス FSTモニター TEL 075-462-4467

主催: 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構京都支部 京都府  
後援: 京都労働局・ハローワーク(公共職業安定所) 京都市 京都府教育委員会 京都市教育委員会  
京都府高齢・障害者雇用支援協会 公益社団法人京都ビルメンテナンス協会

京都新聞 NNN 京都放送局

協賛: ① 聖護院(株) ② 三井物産株式会社 ③ 佐川印刷株式会社 ④ 小川園排 ⑤ 角井食品 ⑥ 3Sエレクトロニクス株式会社  
⑦ Agt ⑧ アクティ ⑨ 鐘通株式会社 ⑩ 寝交社 ⑪ SHIMADZU  
Excellence in Science

アビリンピック 京都 検索 <http://www.jeed.or.jp/location/shibu/kyoto/abilym15.html>

まゆまるも  
やってくるです～



© 京都府  
まゆまるも 17040

# 京都府の雇用失業情勢

● 平成 29 年 11 月内容 ●

平成29年12月26日  
京都労働局職業安定部

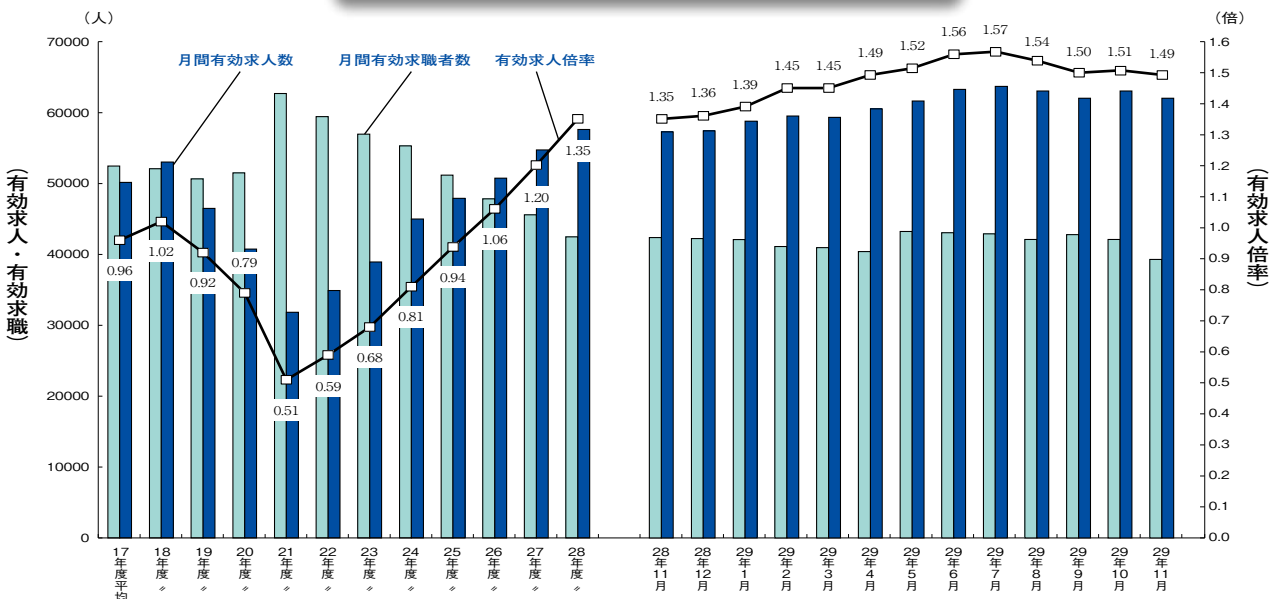
## 【雇用失業情勢の総括】

雇用保険被保険者数は、前年同月比で3.0%増と92か月連続で増加している。  
有効求職者数（原数値）、雇用保険受給者数は減少している。  
平成29年11月の有効求人倍率（季節調整値）は1.49倍で、前月より0.02ポイント低下したが、依然、高水準を維持している。  
正社員の有効求人倍率（原数値）は1.16倍で、前年同月より0.17ポイント上昇した。  
以上のことから、京都府内の雇用情勢は、着実に改善が進んでいると判断する。

## 【求人・求職の動向】

- 有効求人数（季節調整値）は、59,606人と前月に比べ1.9%減少し、有効求職者数（同）は、39,990人と前月に比べ0.4%減少した。
- 有効求職者数（原数値）は、38,266人で前年同月比5.5%減少した。  
新規求職者数（原数値）は、7,810人で前年同月比1.8%減少した。内訳は、一般が4,900人で5.3%減少し、パートは2,910人で同4.7%増加した。新規常用求職者（パートを除く）の構成比をみると、在職者33.6%、離職者58.2%（うち事業主都合12.6%）、無業者8.2%である。なお、新規常用求職者の事業主都合による離職者数は、前年同月比18.7%減少している。
- 有効求人数（原数値）は、61,889人で前年同月比5.2%増加した。  
新規求人数（原数値）は、19,581人で前年同月比2.4%減少した。内訳は、一般が10,822人で同2.4%減少し、パートは8,759人で同2.4%減少した。主要産業別にみると、前年同月比では、建設業（前年同月比11.2%増）、製造業（同16.2%増）、情報通信業（同33.1%増）、医療・福祉（同5.8%増）が増加した。一方、減少した産業は、農林漁業（同31.2%減）、運輸業・郵便業（同9.8%減）、卸売業・小売業（同4.7%減）、金融業、保険業・不動産業、物品賃貸業（同13.3%減）、学術研究専門・サービス業（同2.5%減）、宿泊業、飲食サービス業（同18.7%減）、生活関連サービス業・娯楽業（同11.2%減）、教育・学習支援業（同6.7%減）、複合サービス事業（同62.4%減）、サービス業（他に分類されないもの）（同20.9%減）となった。
- 就職件数は、2,908件で前年同月比4.5%減少した。内訳は、一般が1,519件で同9.0%減少、パートは1,389件で同1.1%増加した。雇用保険受給者の就職件数は、721件で同8.6%減少した。

## 求人・求職・求人倍率の状況



注:月別の数値は季節調整値である。平成28年12月以前の数値は、平成29年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。